

県産品愛用料理店 とよの食彩愛用店登録要領

平成16年7月7日制定

平成17年9月22日一部改正

平成20年9月18日一部改正

平成24年10月31日一部改正

平成28年4月1日一部改正

令和2年9月18日一部改正

1. 目的

地産地消運動の趣旨に賛同し、県産農林水産物を利用して料理を提供する料理店、旅館、ホテル等を登録し、広く消費者に宣伝するとともに県産農林水産物の消費拡大を図る。

2. 実施主体 大分県

3. 対象

県内の郷土（伝統）料理や農林水産物を利用した料理を提供する料理店（飲食店）、旅館、ホテル等（以下「料理店等」という）

4. 登録店の名称 とよの食彩愛用店 とする。

5. 登録申請

県庁地域農業振興課のホームページの登録申請書に必要事項を記入のうえ、地域農業振興課あて郵送、FAX、メールで提出する。

6. 登録審査会

- (1) 5の登録申請を審査するため、登録審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会長及び委員は別表1に掲げる職を持ってあて、審査会は審査会長が招集する。
- (3) 必要に応じて、8の登録基準を満たしているか現地確認を行う。

7. 登録の手順

- (1) 審査会長は提出された登録申請書を審査するため、審査会を開催するものとする。
- (2) 審査会長は、当該登録の申請が審査会の審査で8の登録基準に適合しているとみとめられる場合には登録を行うものとし、登録証（別紙様式2）を申請者に交付するものとする。
- (3) 登録申請書・登録証の写しを県の各振興局に通知する。

8. 登録基準

- (1) 地産地消運動の趣旨に賛同し、県産品のよさを利用客等にPRすること。
- (2) 当該料理店で米を使用する場合は県内産であること。
- (3) 県産品を使用した料理等を提供していること。また、その旨をメニューやPOP等で表記していること。
ただし、県外店舗については（2）の基準は適用しない。

9. 登録期間

登録期間は、認定された年度から2年を経過する年度の末日(3月31日)までとする。

ただし、期間内に辞退の申し出がないときは、更に2年間登録を継続するものとし、以後同様とする。

また、登録期間中は当該料理店が8の登録基準に適合しているか、必要に応じて確認を行う。

10. 登録の取り消し

審査会長は、登録された料理店等が8の登録基準に適合しなくなったとき又は登録料理店等から登録抹消申請書(別紙様式3)が提出されたときには、当該登録を取り消すものとする。(登録取り消し通知書:別紙様式4)

11. 登録店のPR

大分県は、県庁ホームページ等により、宣伝に努めるものとする。

別表1

とよの食彩愛用店登録審査会名簿

会	長	地域農業振興課長
委	員	地域農業振興課地域農業班 総括
委	員	地域農業振興課地域農業班 地産地消担当

別紙様式1（5の（1）関係）

令和 年 月 日

大分県農林水産部

地域農業振興課長 殿

申請者（料理店名）

住所

（TEL ）

代表者氏名

※法人の場合は法人名と代表者名

とよの食彩愛用店登録申請書

県産品愛用料理店 とよの食彩愛用店登録要領の規定に基づき、とよの食彩愛用店の登録を受けたいので、申請事項記載書（別紙）を添えて申請します。

(別紙)

(フリガナ) 代表者氏名 (法人の場合は法人名と代表者名)	
店舗名 (屋号)	
郵便番号	
住 所	
(フリガナ) 担当者氏名	
電話番号 (市外局番から)	
F A X 番号	
営業時間	
定休日	
メールアドレス	
ホームページURL	
お店で使用する 県産農林水産物	
県産品利用料理名	
県産農林水産物を使った 主な料理の説明	
料理写真	
外観写真	

別紙様式2（7の（3）関係）

【登録番号 - - 】



県産品愛用料理店

とよの食彩愛用店登録証

殿

とよの食彩愛用店登録要領の規定に基づき、貴店を
「とよの食彩愛用店」として登録します。

令和 年 月 日

大分県知事

別紙様式3（11の（2）関係）

平成 年 月 日

大分県農林水産部

地域農業振興課長 殿

申請者（料理店名）

住所

（TEL ）

代表者氏名

とよの食彩愛用店登録抹消申請書

この度、とよの食彩愛用店の登録を抹消されるよう申請します。

添付書類：登録証

別紙様式4（11の（2）関係）

地 農 第 号

平成 年 月 日

殿

大分県農林水産部地域農業振興課長

とよの食彩愛用店登録取り消し通知書

とよの食彩愛用店の登録を取り消したので、同登録要領の規定により通知します。